

練馬区まちづくり条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>開発事業 つぎに掲げるものをいう。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 建築物の用途変更(既存の建築物の用途を変更する行為のうち、変更後の用途が集客施設、深夜営業集客施設、葬祭場となるものに限る。)</p> <p>ウ } 省略</p> <p>キ } 省略</p> <p>_____ワンルーム住戸 専用床面積が30平方メートル未満の住戸(店舗、事務所、寮、寄宿舍等を含む。)をいう。ただし、規則で定めるものを除く。</p>	<p>第1条 同左 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>開発事業 つぎに掲げるものをいう。</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 建築物の用途変更(既存の建築物の用途を変更する行為のうち、変更後の用途が集客施設、深夜営業集客施設、葬祭場等となるものに限る。)</p> <p>ウ } 同左</p> <p>キ } 同左</p> <p>_____ワンルーム形式の集合住宅 ワンルーム住戸(専用床面積が40平方メートル未満の住戸(店舗、事務所等を含む。)をいう。以下同じ。)が15戸以上の集合住宅をいう。ただし、規則で定めるものを除く。</p> <p>_____の2 寄宿舍 2室以上の住室(居室を有し、台所、便所または浴室(シャワー室を含む。)の設備を有しない他と区画された建築物の部分で専用床面積が40平方メートル未満のものをいう。以下同じ。)と共用部分(共用設備(共用の食堂、台所、便所、洗面設備、洗濯室および浴室(シャワー室を含む。))をいう。)および共用の玄関、廊下、階段等の建築物の部分(以下同じ。)からなる集合住宅をいう。ただし、規則で定めるものを除く。</p> <p>_____の3 大規模長屋等 東京都建築安全</p>

省略

の2 省略

の3 省略

} 省略

第3条 }
第6条 } 省略

条例（昭和25年東京都条例第89号）第5条第1項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない長屋のうち、つぎのいずれかに該当するもの（ワンルーム形式の集合住宅を除く。）をいう。

ア 主要な出入口が道路に面しない住戸の床面積の合計が300平方メートル（当該住戸がいずれも床面積40平方メートルを超える場合は、400平方メートル）を超える長屋

イ 主要な出入口が道路に面しない住戸の数が10を超える長屋

ウ 主要な出入口から道路に避難上有効に通ずる通路が35メートルを超える長屋

同左

の2 エンバーミング施設 業として薬剤を使った遺体の保存、遺体の修復等の作業を行う施設をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

の3 遺体保管庫 業として遺体を保管する施設をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

の4 葬祭場等 葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管庫およびこれらの施設を併せ有する施設をいう。

の5 同左

の6 同左

} 同左

第3条 }
第6条 } 同左

(都市計画の案等の作成手続)

第7条 省略

2 }
6 } 省略

7 区長は、規則で定める軽易な都市計画の決定または変更等については、前各項の規定を適用しないことができる。

8 区長は、都市計画の原案が、第12条第1項の規定による都市計画提案を踏まえて作成され、かつ、当該提案に係る区域内の法第21条の2第1項に規定する土地所有者等の全員の同意をもって提案されたものであるときは、第1項から第6項までの規定を適用しないことができる。

9 省略

第8条 }
第43条 } 同左

(重点地区まちづくり計画の案の作成)

第44条 省略

2 区長は、重点地区まちづくり計画の案を作成したときは、部会の意見を聴いたうえ、その旨およびつぎに掲げる事項を

(都市計画の案等の作成手続)

第7条 同左

2 }
6 } 同左

7 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定を適用しないことができる。

東京都による都市計画の決定または変更と同時に、これと関連する都市計画の決定または変更をするとき。

規則で定める軽易な都市計画の決定または変更等をするとき。

都市計画の原案が、第12条第1項の規定による都市計画提案(当該提案に係る区域内の法第21条の2第1項に規定する土地所有者等の全員の同意をもって提案されたものに限る。)を踏まえて作成されたものであるとき。

8 区長は、前項第1号の規定により都市計画の原案の作成を省略した場合において、都市計画の案の作成について必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民および利害関係人の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

9 同左

第8条 }
第43条 } 省略

(重点地区まちづくり計画の案の作成)

第44条 同左

2 区長は、重点地区まちづくり計画の案を作成するときは、あらかじめ、部会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、重点地区まちづくり計画の案を作成したときは、その旨およびつぎに掲げる事項を公表し、当該重点地区まち

公表し、当該重点地区まちづくり計画の案に当該重点地区まちづくり計画を決定する理由書を添えて、当該公表の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供し、説明会および公聴会を開催するものとする。

} 省略

3 省略

4 省略

5 区長は、第2項の縦覧期間満了の日までに前項の規定による申出がなかったときは、公聴会を開催しないことができる。

6 省略

(重点地区まちづくり計画の決定)

第45条 省略

2 区長は、前項に規定する重点地区まちづくり計画の決定をしたときは、つぎに掲げる事項を公表し、前条第3項の規定により提出された意見書の要旨および当該意見書に対する区の見解書を添えて、重点地区まちづくり計画を公衆の縦覧に供するものとする。

省略

省略

第46条 }
第51条 } 省略

(大規模建築物に係る届出等)

第52条 前条第1項の規定による届出を行った事業者のうち、開発区域においてつぎの各号のいずれかに該当する建築等を行うもの、当該建築等を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

づくり計画の案に当該重点地区まちづくり計画を決定する理由書を添えて、当該公表の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供し、説明会および公聴会を開催するものとする。

} 同左

4 同左

5 同左

6 区長は、第3項の縦覧期間満了の日までに前項の規定による申出がなかったときは、公聴会を開催しないことができる。

7 同左

(重点地区まちづくり計画の決定)

第45条 同左

2 区長は、前項に規定する重点地区まちづくり計画の決定をしたときは、つぎに掲げる事項を公表し、前条第4項の規定により提出された意見書の要旨および当該意見書に対する区の見解書を添えて、重点地区まちづくり計画を公衆の縦覧に供するものとする。

同左

同左

第46条 }
第51条 } 同左

(大規模建築物に係る届出等)

第52条 前条第1項の規定による届出を行った事業者のうち、開発区域においてつぎの各号のいずれかに該当する建築等を行うもの、当該建築等を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

} 省略

葬祭場の用に供する部分（駐車場の用に供する部分を除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物の建築

既存建築物のその用途が、集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場であって、当該施設の用に供する床面積の合計が第2号、第3号または前号に定める床面積の合計未満の集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場にあっては、その増築により既存の建築物に新たに建築するその用に供する部分の床面積の合計を加えた建築物の床面積の合計が第2号、第3号または前号に定める床面積の合計以上となる建築物の建築

既存建築物のその用途が、集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場であって、当該施設の用に供する部分の床面積の合計が第2号、第3号または第4号に定める床面積の合計以上の場合で、その増築に係る床面積の合計が当該施設の床面積の合計に0.5を乗じた面積以上となる建築物の建築

既存建築物の用途を変更しようとする場合において、当該建築物が第2号、第3号または第4号に定める集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場に該当することとなる場合は、当該施設の用途を変更する行為。ただし、当該既存建築物が集客施設であって、当該集客施設を規則で定める類似の用途に変更するときは、この限りでない。

2 }
4 } 省略

} 同左

葬祭場等の用に供する部分（駐車場の用に供する部分を除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物の建築

既存建築物のその用途が、集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場等であって、当該施設の用に供する床面積の合計が第2号、第3号または前号に定める床面積の合計未満の集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場等にあっては、その増築により既存の建築物に新たに建築するその用に供する部分の床面積の合計を加えた建築物の床面積の合計が第2号、第3号または前号に定める床面積の合計以上となる建築物の建築

既存建築物のその用途が、集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場等であって、当該施設の用に供する部分の床面積の合計が第2号、第3号または第4号に定める床面積の合計以上の場合で、その増築に係る床面積の合計が当該施設の床面積の合計に0.5を乗じた面積以上となる建築物の建築

既存建築物の用途を変更しようとする場合において、当該建築物が第2号、第3号または第4号に定める集客施設、深夜営業集客施設または葬祭場等に該当することとなる場合は、当該施設の用途を変更する行為。ただし、当該既存建築物が集客施設であって、当該集客施設を規則で定める類似の用途に変更するときは、この限りでない。

2 }
4 } 同左

第53条 省略

第54条 省略

(大規模建築物に係る協議等)

第55条 省略

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない。

第56条 省略

(大規模建築物の建築等に係る協議における指導)

第57条 区長は、第55条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて建築等に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

第58条 } 省略
第60条 }

(特定用途建築物に係る届出等)

第61条 第51条第1項の規定による届出を行った事業者のうち、開発区域においてつぎの各号のいずれかに該当する建築等をしようとするものは、当該建築等を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

省略

葬祭場の用に供する部分(駐車場の用に供する部分を除く。)の床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物の建築

第53条 同左

第54条 同左

(大規模建築物に係る協議等)

第55条 同左

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日、1月2日、同月3日および12月29日から同月31日まで(以下「休日等」という。)を除く。)に申請の概要を公表しなければならない。

第56条 同左

(大規模建築物の建築等に係る協議における指導)

第57条 区長は、第55条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内(休日等を除く。)に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて建築等に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

第58条 } 同左
第60条 }

(特定用途建築物に係る届出等)

第61条 第51条第1項の規定による届出を行った事業者のうち、開発区域においてつぎの各号のいずれかに該当する建築等をしようとするものは、当該建築等を行う前に、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

同左

葬祭場等の用に供する部分(駐車場の用に供する部分を除く。)の床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物の建築

ワンルーム住戸が20戸以上の集合住宅（以下「ワンルーム形式の集合住宅」という。）の建築

— 省略

— 既存建築物の用途を変更しようとする場合において、当該建築物が第1号または第2号に定める集客施設または葬祭場に該当することとなる場合は、当該施設の用途を変更する行為。ただし、当該既存建築物が集客施設であって、当該集客施設を規則で定める類似の用途に変更するときは、この限りでない。

2 }
4 } 省略

第62条 省略

（特定用途建築物に係る説明会の開催等）

第63条 事業者（第61条第1項第3号に規定する建築をしようとする事業者に限る。）は、前条第1項の規定により標識を設置した日から起算して15日以内に、開発区域の境界線からの水平距離で当該建築物の高さの2倍の範囲の近隣住民に対して、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

2 事業者（第61条第1項第1号、第4号および第5号に規定する建築等（葬祭場に用途を変更する場合を除く。）をしようとする事業者に限る。）は、前条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日以内に、つぎに定める範囲の近隣住民から説明を求められたときは、説明会の開催等必要な措置を講じ、

ワンルーム形式の集合住宅の建築

寄宿舍の建築

大規模長屋等の建築

— 同左

— 既存建築物の用途を変更しようとする場合において、当該建築物が第1号または第2号に定める集客施設または葬祭場等に該当することとなる場合は、当該施設の用途を変更する行為。ただし、当該既存建築物が集客施設であって、当該集客施設を規則で定める類似の用途に変更するときは、この限りでない。

2 }
4 } 同左

第62条 同左

（特定用途建築物に係る説明会の開催等）

第63条 事業者（第61条第1項第3号から第5号までに規定する建築をしようとする事業者に限る。）は、前条第1項の規定により標識を設置した日から起算して15日以内に、開発区域の境界線からの水平距離で当該建築物の高さの2倍の範囲の近隣住民に対して、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

2 事業者（第61条第1項第1号、第6号および第7号に規定する建築等（葬祭場等に用途を変更する場合を除く。）をしようとする事業者に限る。）は、前条第1項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日以内に、つぎに定める範囲の近隣住民から説明を求められたときは、説明会の開催等必要な措置を講

規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

省略

省略

3 事業者（第61条第1項第2号に規定する建築および同項第5号に規定する用途の変更（葬祭場に用途を変更する場合に限る。）をしようとする事業者に限る。）は、前条第1項の規定により標識を設置した日から起算して15日以内に、前項各号で定める範囲の近隣住民に対し、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

4 } 省略
6 }

（特定用途建築物に係る協議等）

第64条 省略

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない。

第65条 省略

（特定用途建築物の建築等に係る協議における指導）

第66条 区長は、第64条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて建築等に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

じ、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

同左

同左

3 事業者（第61条第1項第2号に規定する建築および同項第7号に規定する用途の変更（葬祭場等に用途を変更する場合に限る。）をしようとする事業者に限る。）は、前条第1項の規定により標識を設置した日から起算して15日以内に、前項各号で定める範囲の近隣住民に対し、説明会の開催等必要な措置を講じ、規則で定めるところにより当該建築等の計画および工事について説明しなければならない。

4 } 同左
6 }

（特定用途建築物に係る協議等）

第64条 同左

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内（休日等を除く。）に申請の概要を公表しなければならない。

第65条 同左

（特定用途建築物の建築等に係る協議における指導）

第66条 区長は、第64条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内（休日等を除く。）に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて建築等に係る区の意見を当該事業者に書面で提示するものとする。

第67条 }
第72条 } 省略

(宅地開発事業に係る協議等)

第73条 省略

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない。

第74条 省略

(宅地開発事業の協議における指導)

第75条 区長は、第73条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて宅地開発事業に係る区の意見を事業者に書面で提示するものとする。

第76条 }
第82条 } 省略

(墓地等の設置等に係る協議等)

第83条 省略

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない。

第84条 省略

(墓地等の設置等に係る協議における指導)

第85条 区長は、第83条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内に、第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて墓地等の設置または拡張に係る区の意見を事業者に書面で提示するものとする。

第67条 }
第72条 } 同左

(宅地開発事業に係る協議等)

第73条 同左

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内(休日等を除く。)に申請の概要を公表しなければならない。

第74条 同左

(宅地開発事業の協議における指導)

第75条 区長は、第73条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内(休日等を除く。)に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて宅地開発事業に係る区の意見を事業者に書面で提示するものとする。

第76条 }
第82条 } 同左

(墓地等の設置等に係る協議等)

第83条 同左

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内(休日等を除く。)に申請の概要を公表しなければならない。

第84条 同左

(墓地等の設置等に係る協議における指導)

第85条 区長は、第83条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内(休日等を除く。)に、第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて墓地等の設置または拡張に係る区の意見を事業者に書面で提示するも

第86条 }
第91条 } 省略

(自動車駐車場等の設置等に係る協議等)

第92条 省略

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内に申請の概要を公表しなければならない。

第93条 省略

(自動車駐車場等の設置等に係る協議における指導)

第94条 区長は、第92条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて施設の設置等に係る区の意見を当該事業者に対して書面で提示するものとする。

第95条 }
第110条 } 省略

(ワンルーム形式の集合住宅の基準)

第111条 事業者は、ワンルーム形式の集合住宅の建築をするときは、別表第4に定める基準に従わなければならない。

(葬祭場の基準)

第112条 事業者は、第52条第1項第4号から第7号までならびに第61条第1項第2号および第5号に規定する葬祭場の建築をするときは、別表第5に定める基

のとする。

第86条 }
第91条 } 同左

(自動車駐車場等の設置等に係る協議等)

第92条 同左

2 区長は、前項の規定により協議の申請があったときは、当該申請の日から起算して3日以内(休日等を除く。)に申請の概要を公表しなければならない。

第93条 同左

(自動車駐車場等の設置等に係る協議における指導)

第94条 区長は、第92条第2項の規定による公表の日から起算して10日以内(休日等を除く。)に、事業者に対して第4条第1項に規定するまちづくりの計画ならびに第11節および第12節に規定する基準等に照らし、必要に応じて施設の設置等に係る区の意見を当該事業者に対して書面で提示するものとする。

第95条 }
第110条 } 同左

(ワンルーム形式の集合住宅の基準)

第111条 事業者は、開発区域においてワンルーム形式の集合住宅の建築をするときは、別表第3に定める基準に従わなければならない。

(寄宿舍の基準)

第111条の2 事業者は、開発区域において寄宿舍の建築をするときは、別表第4に定める基準に従わなければならない。

(葬祭場等の基準)

第112条 事業者は、第52条第1項第4号から第7号までならびに第61条第1項第2号および第7号に規定する葬祭場等の建築をするときは、別表第5に定める

準に従わなければならない。

(集客施設の基準)

第113条 事業者は、第52条第1項第2号、第3号および第5号から第7号までならびに第61条第1項第1号、第4号および第5号に規定する集客施設の建築等をするときは、別表第6に定める基準に従わなければならない。

第113条の2 }
第127条 } 省略

(所掌事項)

第128条 審議会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

法第77条の2第1項に規定する事項、この条例または練馬区景観条例の規定によりその権限に属させられた事項およびまちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

省略
省略

第129条 }
第138条 } 省略

(適用除外)

第139条 つぎに掲げる開発事業については、第5章第2節から第13節までの規定(第2号に規定する開発事業については、第51条を除く。)は、適用しない。

省略
省略

建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築

省略
省略

基準に従わなければならない。

(集客施設の基準)

第113条 事業者は、第52条第1項第2号、第3号および第5号から第7号までならびに第61条第1項第1号、第6号および第7号に規定する集客施設の建築等をするときは、別表第6に定める基準に従わなければならない。

第113条の2 }
第127条 } 同左

(所掌事項)

第128条 審議会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

法第77条の2第1項に規定する事項、生産緑地法(昭和49年法律第68号)その他の法令またはこの条例、練馬区景観条例その他の条例の規定によりその権限に属させられた事項およびまちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

同左
同左

第129条 }
第138条 } 同左

(適用除外)

第139条 つぎに掲げる開発事業については、第5章第2節から第13節までの規定(第2号に規定する開発事業については、第51条を除く。)は、適用しない。

同左
同左

建築基準法第85条第5項および第6項の規定による仮設建築物の建築

同左
同左

第140条 }
第153条 } 省略
付 則 省略

第140条 }
第153条 } 同左
付 則 同左
付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条、第44条、第45条第2項、第55条第2項、第57条、第64条第2項、第66条、第73条第2項、第75条、第83条第2項、第85条、第92条第2項および第94条の改正規定、第111条中「事業者は、」のつぎに「開発区域において」を加える改正規定、第128条第1号および第139条第3号の改正規定ならびに別表第1道路の項中「道路（」のつぎに「道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路、建築基準法第42条第1項および第2項に規定する道路または」を加え、「、区長が認めるものを含む」を「区長が認めるものをいう」に改め、「未満の場合」のつぎに「または当該開発区域に接する道路の境界線が当該開発区域に接する道路の中心線（規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）からの水平距離が3メートルに満たない位置である場合」を加える改正規定ならびに付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 ワンルーム形式の集合住宅（専用床面積が30平方メートル未満の住戸が20戸以上のものを除く。）、寄宿舍、大規模長屋等、エンバース施設または遺体保管庫を建築する開発事業に係るこの条例による改正後の練馬区まちづくり条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）以後につきの各号のいずれかの行

為を行う開発事業について適用する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請

建築基準法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるための書類の提出

3 前項の規定により新条例の規定が適用される開発事業に係る練馬区まちづくり条例第5章第3節から第6節までおよび第9節の規定による手続等は、施行日前においても行うことができる。

4 付則第2項の規定により新条例の規定が適用される開発事業を除き、新条例別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後に練馬区まちづくり条例第52条第1項、第61条第1項、第70条第1項、第80条第1項または第89条第1項の規定による届出をする開発事業について適用し、施行日前に当該届出をする開発事業については、なお従前の例による。

（練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の一部改正）

5 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成19年12月練馬区条例第79号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第7号中「第2条第8号の2」を「第2条第8号の5」に改める。

別表第1（第108条、第121条関係） 公共施設および公益的施設の整備の基準

種別	基準
道路	省略
開発区域	1 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業については、当該開発区域に接する道路(練馬区有通路条例(平成15年10月練馬

別表第1（第108条、第121条関係） 公共施設および公益的施設の整備の基準

種別	基準
道路	同左
開発区域	1 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業については、当該開発区域に接する道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3

<p>に接する道路</p>	<p>区条例第40号)第3条に基づき指定された区有通路のうち、<u>区長が認めるものを含む</u>。以下この表において同じ。)は、幅員6メートル以上であること。ただし、当該開発区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合は、つぎの各号のいずれかによること。</p> <p>省略 省略 2 省略 3 省略</p>	<p>に接する道路</p>	<p>条に規定する道路、建築基準法第42条第1項および第2項に規定する道路または練馬区有通路条例(平成15年10月練馬区条例第40号)第3条に基づき指定された区有通路のうち<u>区長が認めるものをいう</u>。以下この表において同じ。)は、幅員6メートル以上であること。ただし、当該開発区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合または当該開発区域に接する道路の境界線が当該開発区域に接する道路の中心線(規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)からの水平距離が3メートルに満たない位置である場合は、つぎの各号のいずれかによること。</p> <p>同左 同左 2 同左 3 同左 4 <u>法に基づく都市計画事業または国もしくは地方公共団体の行う公共事業の実施に伴い用地の買収等に応じた場合で、当該買収等の残地において土地利用の維持および生活再建のため開発事業を行うときは、前3項の規定を適用しないことができる。</u></p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
<p>別表第2(第109条関係) 宅地の整備の基準</p>		<p>別表第2(第109条関係) 宅地の整備の基準</p>	
<p>種別</p>	<p>基準</p>	<p>種別</p>	<p>基準</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
<p>雨水流出抑制施設</p>	<p>省略</p>	<p>雨水流出抑制施設</p>	<p>同左</p>
<p>一時停</p>	<p></p>	<p>一時停</p>	<p>1の建築物の敷地の面積が1,000平</p>

		車空地	方メートル以上かつ住宅戸数が15戸以上の集合住宅の建築を目的で行う開発事業については、規則で定める基準に従い、当該建築物の出入口付近に、一時停車空地(自動車が一時的に停車できる空地进行をいう。)を設置すること。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。
廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備ならびに再利用の対象となる物の保管場所は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成11年12月練馬区条例第56号)および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則(平成12年3月練馬区規則第39号)ならびに練馬区リサイクル推進条例(平成11年12月練馬区条例第55号)および練馬区リサイクル推進条例施行規則(平成12年3月練馬区規則第11号)で定める基準により設置すること。	廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成11年12月練馬区条例第56号)および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則(平成12年3月練馬区規則第39号)で定める基準により設置すること。
集積所	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定めるところにより、設置の計画を提出すること。	集積場所	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定めるところにより設置すること。
省略	省略	同左	同左

別表第3 削除

別表第4(第111条関係) ワンルーム形式の集合住宅の基準

種別	基準
居住水準	1 住戸の専用床面積の最低面積は、25平方メートルとする。 2 住戸の居室の天井の高さは、2.3メートル以上とする。

別表第3(第111条関係) ワンルーム形式の集合住宅の基準

種別	基準
居住水準	1 住戸の専用床面積の最低面積は、25平方メートルとすること。 2 住戸の居室の天井の高さは、2.3メートル以上とすること。
ファミリー住戸の設置	ワンルーム住戸の数が30戸以上のワンルーム形式の集合住宅は、つぎに掲げる基準に従い、ファミリー住戸(2室以上の居室を備えた

			<p>専用床面積が55平方メートル以上の住戸をいう。以下同じ。)を設置すること。</p> <p><u>ファミリー住戸を10戸設置すること。</u></p> <p><u>総戸数が41戸以上の場合にあっては、前号の規定により設置するファミリー住戸に加え、当該建築物の総戸数の数から40を減じた数に2分の1を乗じて得た数以上のファミリー住戸を設置すること。</u></p>
省略	省略	同左	同左
駐車施設	<p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>ファミリー住戸の設置の項の規定によりファミリー住戸を設置する場合は、第1項の規定により設置する自転車駐車場のうち、ファミリー住戸の数に5分の1を乗じて得た台数以上の自転車駐車場を規則で定める基準を満たすものとする。</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>ファミリー住戸の設置の項の規定によりファミリー住戸を設置する場合は、第1項の規定により設置する自転車駐車場のうち、ファミリー住戸の数に5分の1を乗じて得た台数以上の自転車駐車場を規則で定める基準を満たすものとする。</p> <p>同左</p>
廃棄物保管場所等	<p>廃棄物の保管場所および保管設備ならびに再利用の対象となる物の保管場所は、<u>練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則ならびに練馬区リサイクル推進条例および練馬区リサイクル推進条例施行規則</u>で定める基準により設置すること。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>廃棄物の保管場所および保管設備は、<u>練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則</u>で定める基準により設置すること。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>廃棄物の保管場所および保管設備は、<u>練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則</u>で定める基準により設置すること。</p>
省略	省略	同左	同左
			別表第4(第111条の2関係) 寄宿舍の基準
		種別	基準
		居住水準	1 住室の専用床面積の最低面積は、12平方メートルとすること。

	<p>2 住室の居室の天井の高さは、 2.3メートル以上とすること。</p> <p>3 共用部分は、規則で定める基準によること。</p>
隣地からの壁面後退	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱の面等から隣地境界線までの距離は、別に定めるものを除き、50センチメートル以上とすること。 ただし、商業地域または近隣商業地域の区域内に建築するものおよび規則で定めるものについては、この限りでない。</p>
周辺環境への配慮	<p>1 規則で定める基準に従い、周辺の環境との調和を図ること。</p> <p>2 規則で定める基準に従い、当該建築物の出入口付近に車寄せを設置すること。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。</p>
駐車施設	<p>1 自転車駐車場は、規則で定める基準に従い、当該建築物の住室数と同じ台数以上を設置すること。</p> <p>2 前項の規定により設置する自転車駐車場のうち、当該自転車駐車場の台数に10分の1を乗じて得た台数以上を、規則で定める基準に従い、原動機付自転車駐車場とすること。</p> <p>3 敷地に接する道路の境界線から自転車駐車場および原動機付自転車駐車場に至るまでの経路の路面および床面には、規則で定める基準に従い、傾斜路等を設置すること。</p>
廃棄物保管場所等	<p>廃棄物の保管場所および保管設備は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。</p>

集積場所	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定めるところにより設置すること。
管理に関する基準	<p>1 規則で定める基準に従い、建築物の管理方法等について管理に関する計画を提出すること。</p> <p>2 規則で定める基準に従い、管理人室等を設置すること。ただし、小規模寄宿舍(居室数が15室未満の寄宿舍をいう。)については、この限りでない。</p> <p>3 規則で定める基準に従い、管理人の不在時および緊急時の連絡先等を記載した表示板を設置すること。</p>

別表第5（第112条関係） 葬祭場の基準

種別	基準
省略	省略
駐車施設	自動車駐車場は、規則で定める基準に従い、当該葬祭場の敷地内に設置すること。ただし、区長が敷地内に設置したものと同等と認めるときおよび周辺の状況により特に必要がないときは、この限りでない。
廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備ならびに再利用の対象となる物の保管場所は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。
省略	省略

別表第6（第113条関係） 集客施設の基準

種別	基準
省略	省略
廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備ならびに再利用の対象となる物の保管場所は、練馬区廃棄物の処理お

別表第5（第112条関係） 葬祭場等の基準

種別	基準
同左	同左
駐車施設	自動車駐車場は、規則で定める基準に従い、当該葬祭場等の敷地内に設置すること。ただし、区長が敷地内に設置したものと同等と認めるときおよび周辺の状況により特に必要がないときは、この限りでない。
廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。
同左	同左

別表第6（第113条関係） 集客施設の基準

種別	基準
同左	同左
廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物

	よび清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。		の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。
省略	省略	同左	同左
別表第7（第113条関係） ペット火葬施設または建築物内に設置するペット納骨施設の基準		別表第7（第113条関係） ペット火葬施設または建築物内に設置するペット納骨施設の基準	
種 別	基 準	種 別	基 準
省略	省略	同左	同左
廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備ならびに再利用の対象となる物の保管場所は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。	廃棄物保管場所等	廃棄物の保管場所および保管設備は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則で定める基準により設置すること。
省略	省略	同左	同左
別表第8 省略		別表第8 同左	